

市民の声・私の提案

受付日	令和8年4月2日
担当課	上下水道課
内容	① 5万人弱の岩倉市民の水道水を現在の水道管の太さで全て賄えるのか調べてください。 ② 令和8年4月1日から岩倉団地内の第1と第2水源の地下水を汲むポンプだけをなぜ止めたのか。 ③ 原水の49ナノグラムの濃度は間違いではないか。 ④ 岩倉市の全所帯が県水に切替えたら、いくら水道料金が高くなるのか。
回答	① 現在の水道管が、県水のみでの供給体制に耐えられるかを調査するには、水の勢いや、流れる速さなどの計算を実施しなくてはならず、コンサル会社など専門的知識を有する業者に委託する必要があります。これらの調査は、令和9年度及び令和10年度に策定予定の施設更新計画の中で行う予定です。窓口でもお答えしましたが、1年以上というのは、調査を委託した場合における目安の期間となります。 ② PFASの一種であるPFOS・PFOAについては、令和2年度に、水質管理目標設定項目に位置づけされました。水質管理目標設定項目は、基準適合や検査の実施が義務づけられている訳ではありませんが、本市では、令和2年度より全ての自己水源の給水栓において検査を実施しており、これまでに暫定目標値である50ナノグラムを上回ったことはありません。岩倉団地水源については、令和5年度及び令和6年度に49ナノグラムと暫定目標値に近い値となりましたので、安全性を考慮して、令和7年度からは県水と混合して給水を行うこととしました。その後、井戸から汲み上げた直後の原水の検査を実施したところ、暫定目標値を超える結果が検出されたことや令和8年度からは、水質管理目標設定項目から水道法で定める水質基準に引き上げられ、一層の水質管理が必要となることから、岩倉団地内の井戸の汲み上げを中止とする判断をしました。他の水源につきましても、引き続き水質の状況を確認するとともに、水源の維持管理に要するコスト面や県水切替えに伴う水道利用者への負担増など、1つ1つの課題を整理しながら、今後の活用について検討してまいります。 ③ 本市における水道水の水質検査は、水道法第20条第3項に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた機関に委託しています。業者の選定にあたっては、水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）を取得条件として指名競争入札により決定しています。この、水道GLPは、水質検査が、管理された体制の下で適正に実施され、その検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを第三者機関が客観的に評価し、認定する基準であり、信頼性の高い業者による適正な水質検査が実施されていると判断しています。 ④ 現行の料金体系で試算しますと、一般的な家庭で使用されている口径13ミリでは、年間で1万円以上、口径20ミリでは、年間で2万円以上高くなる見込みです。

市民の声・私の提案

受付日	令和8年4月7日
担当課	環境政策課
内容	燃やすしかないごみのごみ袋で4 5 Lを作って欲しい。
回答	岩倉市では、ごみの減量化・資源化を進めてきたこともあり市全体の燃やすしかないごみと破碎ごみの排出量は減り続けています。より大きなサイズの袋を導入することにより、資源化できる古紙や雑がみなどの混入が増えることが考えられるため、現在はより大きなサイズのごみ袋は導入しない方針としています。

市民の声・私の提案

受付日	令和8年4月13日
担当課	協働安全課、学校教育課
内容	岩倉北小学校南側の踏切東側道路の車通行および児童の安全確保について
回答	岩倉北小学校では、複合施設建設に伴い児童の安全確保のため、学校敷地内を歩車分離する目的で、線路沿いに車両用通路及び車両専用出入口を設置しました。 踏切周辺の渋滞緩和と事故防止のため、学校と協議し、学校敷地へ入る車両については、踏切沿いの南北道路を南から北へ通るルールとし、学校敷地から外へ出る車両については、左折して岩倉北小学校南門前の南北道路を北から南へ通るルートとし、それにあわせて車両が児童と並走する危険を避けるために通学路の変更をしています。 一方で、児童と車両とが交差することになるため、運転者には改めて児童の通学への注意喚起をするとともに、岩倉北小学校南側の踏切に係る通行の見直しにつきましては、江南警察へ情報提供いたしました。また、学童の安全確保のため、「学童注意」看板等の設置を検討いたします。 今後も児童の交通安全対策に努めてまいります。

市民の声・私の提案

受付日	令和8年4月14日
担当課	学校教育課
内容	学校ホームページに掲載されている児童生徒の写真の公開範囲について
回答	市内小中学校のホームページに掲載する児童生徒の写真につきましては、教育活動の様子を保護者や地域の皆様にお知らせする目的で掲載しており、現状ではあらかじめ保護者の皆様に掲載の可否については確認を行い、掲載を希望されない場合は対象となる児童生徒の写真は掲載しない対応をしています。 ご意見をいただきました児童生徒の写真の公開範囲のあり方につきましては、近年のプライバシー等個人情報保護の観点から重要な課題であると認識しております。アクセス制限の導入や一定の記事にパスワードを設定し、閲覧できる対象を保護者等に限定するなど、システム面や運用面において市全体での統一的な整理ができるよう、検討を進めてまいります。 今後も、児童生徒の活動の様子を適切にお伝えするという教育的意義とプライバシー保護、安全確保とのバランスを図りながら、保護者の皆様に安心していただける環境づくりに努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市民の声・私の提案

受付日	令和8年4月16日
担当課	協働安全課
内容	岩倉団地北側の路上駐車対策用立て看板について
回答	現在設置してあります古い看板に関しては撤去いたします。 なお、現在は、交通安全の観点から同様の立て看板は設置しない方針としておりますので、代替措置として江南警察及びUR都市機構と協議の上、岩倉団地内の柵等への巻き看板の設置などを検討いたしますので、よろしくお願いいたします。

市民の声・私の提案

受付日	令和8年4月28日
担当課	環境政策課
内容	・井上橋西側にてアカミミガメの個体を2体発見。時期的に繁殖活動をしているのではないか。 ・アカミミガメは外来種であるため在来種に対する影響があるのではないか。
回答	アカミミガメは、現在「条件付特定外来生物」に指定され、野外への放出・販売・輸入が禁止されています。生態系に影響を及ぼすことから、本市では、「岩倉の水辺を守る会」と協力し、定期的にアカミミガメの捕獲・駆除を行っておりますが、引き続き、岩倉市の豊かな自然環境を守るよう外来種対策等に努めてまいります。